

12-2 経済学部「教科及び教科の指導法に関する科目」 履修方法と留意事項

① 取得できる教員免許状

経済学部の学生は、中学校教諭一種「社会」・高等学校教諭一種「地理歴史」「公民」「商業」の4種類の教員免許を取得できます。これまでの各自治体における教員採用試験出願条件や中高一貫校制度の導入を考慮すると、教職を志す学生は、「中学校」と「高等学校」両方の免許を取得することが望まれます。

② 必要な科目と単位数

教員免許取得のためには、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、「66条の6に定める科目」の必要単位を修得しなければなりません。「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の合計が59単位以上になるように履修してください。

例えば、中学校教諭一種「社会」の免許取得を目指す場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」が42単位以上必要ですから、「教育の基礎的理解に関する科目等」の30単位と合わせると最低72単位以上修得しなければなりません。

③ 「地理歴史」の免許取得を目指す場合

高等学校教諭一種「地理歴史」の免許取得を目指す場合には、共通教養科目の共通基盤科目から地理・歴史関係の科目をできるだけ多く履修して知識を蓄積し、教育実習に向けての実力養成に励んでください。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 経済学部 経済学科 中学校一種 社会 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	日本史・ 外国史	日本史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		日本史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4			
		日本経済史Ⅰ	2		2			
		日本経済史Ⅱ	2		2			
		経営史Ⅱ	2		2			
		流通史Ⅰ	2		2			
		流通史Ⅱ	2		2			
		外国史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上		
		外国史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4			
		経済史Ⅰ	2		1			
		経済史Ⅱ	2		1			
		経営史Ⅰ	2		2			
		経済学史Ⅰ	2		2			
		経済学史Ⅱ	2		2			
		西洋経済史Ⅰ	2		2			
		西洋経済史Ⅱ	2		2			
		社会思想史Ⅰ	2		3・4			
		社会思想史Ⅱ	2		3・4			
	地理学（地誌を含む。）	1以上	地理学（含地誌）	2	○◎			1・2・3・4
			人文地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		
			人文地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
			自然地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		
			自然地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
			経済地理Ⅰ	2		1		
			経済地理Ⅱ	2		1		
			「法学、 政治学」	1以上	憲法概説Ⅰ	2		○◎
	憲法概説Ⅱ	2			○◎	1・2・3・4		
	民法概説	2			○◎	1		
	刑法概説	2			○◎	1・2・3・4		
	国際法Ⅰ	2				1・2・3・4		
	国際法Ⅱ	2				1・2・3・4		
	行政法Ⅰ	2				1・2・3・4		
	行政法Ⅱ	2				1・2・3・4		
	政治学入門	2				1・2・3・4		
	日本政治	2				1・2・3・4		
	国際政治学Ⅰ	2				1・2・3・4		
	国際政治学Ⅱ	2				1・2・3・4		
	地方財政論Ⅰ	2				3・4		
	地方財政論Ⅱ	2				3・4		
	「社会学、 経済学」	1以上	社会学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		12以上
社会学概論Ⅱ			2		1・2・3・4			
ミクロ経済学			4	○◎	1			
現代日本経済論			4		1			
マクロ経済学			4	○◎	2			
社会経済学			4	○◎	2			
金融論			4		2			
公共経済学			4		2			
経済政策			4		2			
財政学Ⅰ			2		2			
財政学Ⅱ			2		2			
世界経済論Ⅰ			2		2			
世界経済論Ⅱ			2		2			
貿易論Ⅰ			2		2			
貿易論Ⅱ	2		2					
「哲学、 倫理学、 宗教学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上		
		哲学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4			
		経済哲学Ⅰ	2		3・4			
		経済哲学Ⅱ	2		3・4			
		倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4			
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4			
		宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4			
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（社会）	2	○◎	2	8		
		教科教育法Ⅱ（社会）	2	○◎	2			
		教科教育法Ⅲ（社会）	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ（社会）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			42以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
単位欄の★印は共通教養科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**42単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

経済学部 経済学科 高等学校一種 地理歴史 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	日本史	日本史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		日本史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4			
		日本経済史Ⅰ	2		2			
		日本経済史Ⅱ	2		2			
		経営史Ⅱ	2		2			
		流通史Ⅰ	2		2			
	外国史	1以上	外国史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4		4以上
			外国史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
			経済史Ⅰ	2		1		
			経済史Ⅱ	2		1		
			経営史Ⅰ	2		2		
			経済学史Ⅰ	2		2		
			経済学史Ⅱ	2		2		
			西洋経済史Ⅰ	2		2		
			西洋経済史Ⅱ	2		2		
			社会思想史Ⅰ	2		3・4		
	社会思想史Ⅱ	2		3・4				
	人文地理学・自然地理学	1以上	人文地理学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4		8以上
			人文地理学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
			自然地理学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4		
自然地理学概論Ⅱ			2	○◎	1・2・3・4			
経済地理Ⅰ			2		1			
経済地理Ⅱ			2		1			
地誌	1以上	地誌学概論	2	○◎	1・2・3・4	2		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ(地理歴史)	2	○◎	3	4	4	
		教科教育法Ⅱ(地理歴史)	2	○◎	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				24以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 経済学部 経済学科 高等学校一種 公民 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	「法学、 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	憲法概説Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	10以上	24以上(1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		憲法概説Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4			
		民法概説	2	○◎	1			
		刑法概説	2	○◎	1・2・3・4			
		国際法Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4			
		国際法Ⅱ	2		1・2・3・4			
		行政法Ⅰ	2		1・2・3・4			
		行政法Ⅱ	2		1・2・3・4			
		政治学入門	2		1・2・3・4			
		日本政治	2		1・2・3・4			
		国際政治学Ⅰ	2		1・2・3・4			
		国際政治学Ⅱ	2		1・2・3・4			
		地方財政論Ⅰ	2		3・4			
		地方財政論Ⅱ	2		3・4			
	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	1以上	社会学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		12以上
			社会学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
			ミクロ経済学	4	○◎	1		
			現代日本経済論	4		1		
			マクロ経済学	4	○◎	2		
			社会経済学	4	○◎	2		
			金融論	4		2		
			公共経済学	4		2		
			経済政策	4		2		
			財政学Ⅰ	2		2		
			財政学Ⅱ	2		2		
			世界経済論Ⅰ	2		2		
			世界経済論Ⅱ	2		2		
貿易論Ⅰ	2		2					
貿易論Ⅱ	2		2					
「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	「哲学」の分野を含めて2分野以上から計6以上		
		哲学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4			
		経済哲学Ⅰ	2		3・4			
		経済哲学Ⅱ	2		3・4			
		倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4			
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4			
		宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4			
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4			
		心理学Ⅰ	★2		1・2・3・4			
		心理学Ⅱ	★2		1・2・3・4			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ(公民)	2	○◎	3	4		
		教科教育法Ⅱ(公民)	2	○◎	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				36以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
単位欄の★印は共通教養科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。
【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】
1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**36単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」については、必修の「哲学」の分野を含めて**2分野以上**から単位を修得しなければならない。
3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
4. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。
【注2. 教育実習に出るための条件】
1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法(9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 経済学部 経済学科 高等学校一種 商業 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位
教科に関する専門的事項	1以上	基礎簿記	2	○ ◎	1	22以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)
		基礎会計	2	○ ◎	1		
		流通論 I	2	○ ◎	1		
		流通論 II	2	○ ◎	1		
		経営管理論	2		2		
		経営組織論	2		2		
		財務会計論	2		2		
		連結会計論	2		2		
		貿易コミュニケーション I	2		2		
		貿易コミュニケーション II	2		2		
		国際商取引論 I	2		2		
		国際商取引論 II	2		2		
		経営分析論	2		2		
		ロジスティクス I	2		2		
		ロジスティクス II	2		2		
		中小企業論	2		2		
		ベンチャー企業論	2		2		
		マーケティング I	2		2		
		マーケティング II	2		2		
		交通論 I	2		3・4		
		交通論 II	2		3・4		
		金融機関論 I	2		3・4		
		金融機関論 II	2		3・4		
		国際ビジネスコミュニケーション I	2		3・4		
		国際ビジネスコミュニケーション II	2		3・4		
		会計制度論	2		3・4		
		証券市場論 I	2		3・4		
証券市場論 II	2		3・4				
環境会計論	2		3・4				
会社法概説 I	2		3・4				
会社法概説 II	2		3・4				
職業指導	1以上	職業指導 I (商業)	2	○ ◎	1・2・3・4	4	
		職業指導 II (商業)	2	○ ◎	1・2・3・4		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法 I (商業)	2	○ ◎	3	4	4
		教科教育法 II (商業)	2	○ ◎	3		
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				30以上	

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**30単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

経済学部 現代ビジネス学科 中学校一種 社会（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	日本史・ 外国史	日本史概論Ⅰ	2	○ ◎	1・2・3・4	4以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		日本史概論Ⅱ	2	○ ◎	1・2・3・4			
		日本経済史Ⅰ	2		2			
		日本経済史Ⅱ	2		2			
		経営史Ⅱ	2		2			
		流通史Ⅰ	2		2			
		流通史Ⅱ	2		2			
		外国史概論Ⅰ	2	○ ◎	1・2・3・4	4以上		
		外国史概論Ⅱ	2	○ ◎	1・2・3・4			
		経済史Ⅰ	2		1			
		経済史Ⅱ	2		1			
		経営史Ⅰ	2		2			
		経済学史Ⅰ	2		2			
		経済学史Ⅱ	2		2			
		西洋経済史Ⅰ	2		2			
		西洋経済史Ⅱ	2		2			
		社会思想史Ⅰ	2		3・4			
		社会思想史Ⅱ	2		3・4			
	地理学（地誌を含む。）	1以上	地理学（含地誌）	2	○ ◎			1・2・3・4
			人文地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		
			人文地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
			自然地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		
			自然地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
			経済地理Ⅰ	2		1		
	「法学、 政治学」	1以上	憲法概説Ⅰ	2	○ ◎	1・2・3・4		8以上
			憲法概説Ⅱ	2	○ ◎	1・2・3・4		
			民法概説	2	○ ◎	1		
			刑法概説	2	○ ◎	1・2・3・4		
国際法Ⅰ			2		1・2・3・4			
国際法Ⅱ			2		1・2・3・4			
行政法Ⅰ			2		1・2・3・4			
行政法Ⅱ			2		1・2・3・4			
政治学入門			2		1・2・3・4			
日本政治			2		1・2・3・4			
国際政治学Ⅰ			2		1・2・3・4			
国際政治学Ⅱ			2		1・2・3・4			
地方財政論Ⅰ			2		3・4			
地方財政論Ⅱ			2		3・4			
「社会学、 経済学」	1以上	社会学概論Ⅰ	2		1・2・3・4	12以上		
		社会学概論Ⅱ	2		1・2・3・4			
		ミクロ経済学	4	○ ◎	1			
		日本経済論Ⅰ	2		1			
		日本経済論Ⅱ	2		1			
		マクロ経済学	4	○ ◎	2			
		社会経済学	4	○ ◎	2			
		財政学Ⅰ	2		2			
		財政学Ⅱ	2		2			
		貿易論Ⅰ	2		2			
		貿易論Ⅱ	2		2			
		金融論	4		2			
		経済政策	4		2			
		世界経済論Ⅰ	2		2			
世界経済論Ⅱ	2		2					
公共経済学	4		3・4					
「哲学、 倫理学、 宗教学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○ ◎	1・2・3・4	4以上		
		哲学概論Ⅱ	2	○ ◎	1・2・3・4			
		経済哲学Ⅰ	2		3・4			
		経済哲学Ⅱ	2		3・4			
		倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4			
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4			
		宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4			
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（社会）	2	○ ◎	2	8		
		教科教育法Ⅱ（社会）	2	○ ◎	2			
		教科教育法Ⅲ（社会）	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ（社会）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			42以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
単位欄の★印は共通教養科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**42単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

経済学部 現代ビジネス学科 高等学校一種 地理歴史 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	日本史	日本史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		日本史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4			
		日本経済史Ⅰ	2		2			
		日本経済史Ⅱ	2		2			
		経営史Ⅱ	2		2			
		流通史Ⅰ	2		2			
		流通史Ⅱ	2		2			
	外国史	1以上	外国史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4		4以上
			外国史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
			経済史Ⅰ	2		1		
			経済史Ⅱ	2		1		
			経営史Ⅰ	2		2		
			経済学史Ⅰ	2		2		
			経済学史Ⅱ	2		2		
			西洋経済史Ⅰ	2		2		
			西洋経済史Ⅱ	2		2		
			社会思想史Ⅰ	2		3・4		
	社会思想史Ⅱ	2		3・4				
	人文地理学・自然地理学	1以上	人文地理学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4		8以上
			人文地理学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
自然地理学概論Ⅰ			2	○◎	1・2・3・4			
自然地理学概論Ⅱ			2	○◎	1・2・3・4			
経済地理Ⅰ			2		1			
経済地理Ⅱ			2		1			
地誌	1以上	地誌学概論	2	○◎	1・2・3・4	2		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ(地理歴史)	2	○◎	3	4	4	
		教科教育法Ⅱ(地理歴史)	2	○◎	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計				24以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

経済学部 現代ビジネス学科 高等学校一種 公民 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	「法律学、 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	憲法概説Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	10以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		憲法概説Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4			
		民法概説	2	○◎	1			
		刑法概説	2	○◎	1・2・3・4			
		国際法Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4			
		国際法Ⅱ	2		1・2・3・4			
		行政法Ⅰ	2		1・2・3・4			
		行政法Ⅱ	2		1・2・3・4			
		政治学入門	2		1・2・3・4			
		日本政治	2		1・2・3・4			
		国際政治学Ⅰ	2		1・2・3・4			
		国際政治学Ⅱ	2		1・2・3・4			
		地方財政論Ⅰ	2		3・4			
		地方財政論Ⅱ	2		3・4			
	「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	社会学概論Ⅰ	2		1・2・3・4	12以上		
		社会学概論Ⅱ	2		1・2・3・4			
		ミクロ経済学	4	○◎	1			
		日本経済論Ⅰ	2		1			
		日本経済論Ⅱ	2		1			
		マクロ経済学	4	○◎	2			
		社会経済学	4	○◎	2			
		財政学Ⅰ	2		2			
		財政学Ⅱ	2		2			
		貿易論Ⅰ	2		2			
		貿易論Ⅱ	2		2			
		金融論	4		2			
		経済政策	4		2			
		世界経済論Ⅰ	2		2			
		世界経済論Ⅱ	2		2			
	公共経済学	4		3・4				
	「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4		「哲学」の分野を含めて2分野以上から計6以上
			哲学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
			経済哲学Ⅰ	2		3・4		
経済哲学Ⅱ			2		3・4			
倫理学Ⅰ			★2		1・2・3・4			
倫理学Ⅱ			★2		1・2・3・4			
宗教学Ⅰ			★2		1・2・3・4			
宗教学Ⅱ			★2		1・2・3・4			
心理学Ⅰ			★2		1・2・3・4			
心理学Ⅱ			★2		1・2・3・4			
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ (公民)	2	○◎	3	4		
		教科教育法Ⅱ (公民)	2	○◎	3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			36以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。

単位欄の★印は共通教養科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**36単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」については、必修の「哲学」の分野を含めて**2分野以上**から単位を修得しなければならない。

3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

4. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9) 教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

経済学部 現代ビジネス学科 高等学校一種 商業（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位				
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	基礎簿記	2	○ ◎	1	22以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）				
		基礎会計	2	○ ◎	1						
		流通論Ⅰ	2	○ ◎	1						
		流通論Ⅱ	2	○ ◎	1						
		経営管理論	2		2						
		経営組織論	2		2						
		財務会計論	2		2						
		連結会計論	2		2						
		貿易コミュニケーションⅠ	2		2						
		貿易コミュニケーションⅡ	2		2						
		国際商取引論Ⅰ	2		2						
		国際商取引論Ⅱ	2		2						
		経営分析論	2		2						
		ロジスティクスⅠ	2		2						
		ロジスティクスⅡ	2		2						
		中小企業論	2		2						
		ベンチャー企業論	2		2						
		マーケティングⅠ	2		2						
		マーケティングⅡ	2		2						
		交通論Ⅰ	2		3・4						
		交通論Ⅱ	2		3・4						
		金融機関論Ⅰ	2		3・4						
		金融機関論Ⅱ	2		3・4						
		国際ビジネスコミュニケーションⅠ	2		3・4						
		国際ビジネスコミュニケーションⅡ	2		3・4						
		会計制度論	2		3・4						
		証券市場論Ⅰ	2		3・4						
		証券市場論Ⅱ	2		3・4						
		環境会計論	2		3・4						
		会社法概説Ⅰ	2		3・4						
		会社法概説Ⅱ	2		3・4						
		職業指導	1以上	職業指導Ⅰ（商業）	2			○ ◎	1・2・3・4	4	
				職業指導Ⅱ（商業）	2			○ ◎	1・2・3・4		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4以上	教科教育法Ⅰ（商業）	2	○ ◎	3	4	4				
		教科教育法Ⅱ（商業）	2	○ ◎	3						
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			30以上						

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計59単位以上を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、8単位以上を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計24単位以上を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、4単位を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法（9）教育実習に出るための条件を参照すること。